藤枝市告示第１７０号

平成２６年１０月３１日

藤枝市建設工事の中間前金払に関する取扱要綱を次のように定める。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　藤枝市長　北村正平

藤枝市建設工事の中間前金払に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、藤枝市建設工事執行規則（昭和53年藤枝市規則第7号。以下「規則」という。）第42条第２項に規定する建設工事に要する経費の前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（中間前金払の対象）

第２条 中間前金払は、規則第42条第１項の規定により1件の請負代金額が300万円以上の建設工事であって、前金払を行った建設工事のうち次に掲げる要件を全て満たす建設工事を対象とする。

1. 第７条第１項に規定する中間前金払の認定申請前に規則第45条第１項に規定する

部分払の支払を行った建設工事でないこと。

1. 債権譲渡の申請が行われている建設工事でないこと。

（契約説明書への記載）

第３条 中間前金払をしない建設工事は、契約説明書にその旨を明記する。

（中間前金払の要件）

第４条 中間前金払は、次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。

1. 工期の２分の１を経過していること。
2. 工程表（規則第20条第１項に規定する工程表をいう。以下同じ。）により工期の２

分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行わ

れていること。

1. 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上

の額に相当するものであること。

1. 当初の前払金が支出済であること。

２　債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約においては、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の建設工事実施期間」と、「工程表により工期の２分の１を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の建設工事実施期間の２分の１を経過」と、「既に行われた当該建設工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の建設工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」とする。

（中間前金払の割合等）

第５条 中間前金払の額は、請負代金額の10分の２を超えない額とし、10万円未満の端数を切り捨てるものとする。ただし、前金払と中間前金払の合計金額は、請負代金額の10分の６以内の額とする。

２　債務負担行為等の２年以上にわたる契約における中間前金払の額は、当該債務負担行為等の各年度の年割額に相当する部分の建設工事の金額に対して前項の規定を適用して算出する。

（中間前金払と部分払の併用）

第６条 中間前金払は、部分払と併用することができる。ただし、中間前払金の請求をしたときは、部分払の請求は同一年度中２回を超えることができない。

（中間前金払の申請等）

第７条 中間前金払を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中間前金払の認定申請書（第1号様式）に、工程表及び規則第20条第２項に規定する工事工程月報を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の認定申請書が提出されたときは、第４条第１項各号の要件を満たしているか速やかに調査を行い、その結果が妥当と認められる場合は、認定調書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

３　申請者は、中間前金払を請求するときは、前項の規定による認定後、保証事業会社と保証契約を締結し、速やかに当該請求書に保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

４　中間前金払の支払時期は、請求書を受理した日から起算して14日以内に行うものとする。

（中間前金払の額の変更）

第８条 市長は、中間前金払を行った後、契約内容の変更により、請負代金額に変更があった場合において、変更後の請負代金額が当初の請負代金額に10分の２を乗じて得た額以上の増額が生じたときは、変更後の中間前金払の額に相当する額から既に支払った中間前金払の額を差し引いた金額の範囲内の額を中間前金払の額として追加して支払うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払の方法は、前条の規定を準用する。

２　中間前金払の支払を受けた者は、変更後の請負代金額が当初の請負代金額より減額した場合においては、既に支払を受けた前金払の額と中間前金払の額が変更後の請負代金額の10分の６を超えたときは、その超過した額を契約変更の締結した日から30日以内に返還しなければならない。

３　前項の超過額が既に支払を受けた前金払と中間前金払の合計額との割合において、10分の２以上の額に相当する場合は、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、市長と中間前金払を受けた者とが協議して、返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額を減額した日から７日以内に協議が整わない場合は、市長が定め中間前金払を受けた者に通知する。

４　中間前金払を受けた者が第２項に規定する期間内に同項の超過額又は前項の返還すべき超過額の全額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第２項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、履行期日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）で定める割合により算定した遅延利息（100円未満の金額は切り捨てるものとする。）の支払を請求することができる。

（中間前払金の使途制限）

第９条　中間前払金は、当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料又は購入費（当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料以外の支払に充当してはならない。

（その他）

第１０条　 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、平成２６年１２月１日から施行し、平成２６年４月１日以降の契約分から適用する。